

光風会みまもりステーション

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光風会が開設する光風会みまもりステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定める。

2 事業は要介護状態と認定された利用者に対し、定期的な巡回又は随時の通報によりその居宅を訪問し、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他日常生活上の支援を行い、緊急時にも対応する。

2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 光風会みまもりステーション

(2) 所在地 富山市本郷町262番15

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

職員および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定された事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。また、設備及び備品等について衛生的な管理に努める。

(2) 計画作成責任者 1人以上

利用者の日常生活全般の生活状況及び希望を踏まえ、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標と具体的なサービス提供内容を、看護師による定期的なアセスメント・モニタリングを基に作成する。また、事業に対する指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導等を行う。

(3) オペレーター 1人以上

随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に適切な対応を行う。

(4) 訪問介護員 必要数

①定期巡回サービスを行う訪問介護員等

定期的な巡回により、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

②随時訪問サービスを提供する訪問介護員等

利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の提供に当たる。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間 24時間

(事業の内容)

第6条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の自宅を概ね1月1回程度訪問し、看護職員が行ったアセスメント及びモニタリングの結果を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

(2) 利用者又はその家族に対する相談、助言等

(3) 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等

(4) 訪問介護看護計画に基づく定期巡回によるサービス(排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護)

(5) 利用者からの随時の連絡に対応するサービス(排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護)

2 訪問看護事業は、当該事業所の利用者に対する訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携して行うこととし、以下の事項について必要な協力を得るものとする。

(1) 利用者に対するアセスメント

(2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保

(3) 医療・介護連携推進会議への参加

(4) その他必要な指導及び助言

(利用料等)

第7条 利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

2 通報端末機の通話料の実費分は利用料金と併せて請求するものとする。

3 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得るものとする。

4 利用者の支払は、現金又は銀行口座からの引き落としにより指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富山市 堀川南、蜷川、熊野、月岡、太田、堀川、山室中部、山室校区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。また随時の連絡対応時は、オペレーターの判断に基づき、適切かつ迅速な対応に努め、主治医及び訪問看護ステーション等と連携を図るものとする。

(地域との連携等)

第10条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を地域に開かれたサービスにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、提供しているサービス内容等を明らかにすることによりサービスの質の確保を図り、介護と医療の連携を図るものとする。

2 介護・医療連携推進会議は概ね6ヵ月に1回以上開催することとする。

3 それぞれの会議は、利用者、利用者家族、地域住民の代表、地域の医療関係者、訪問看護師、包括支援センターの職員等で構成するものとする。

(秘密保持等)

第11条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

(守秘義務)

第12条 業務に従事する者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはいけない。

2 従事していた者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

3 居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により、入居者等の同意を得る。

(苦情受付)

第13条 事業所は、苦情受付の担当を明示すると共に、その対処にあたっては適正に行わなければならない。

2 処理内容については、公開することを原則とする。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束廃止に関する指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を次のとおり実施する。

一 採用時研修

二 継続研修 年2回以上

(4) 虐待防止に関する責任者を選定し、前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力する。

(ハラスメントへの対応)

第16条 職員が利用者やご家族等からハラスメントを受けた場合には、事業所は事実を確認し、適切な措置を講ずるものとする。

(賠償責任)

第17条 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。ただし、事業者の責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

(記録の整備)

第18条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(改正)

第19条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人光風会理事会の議決を経るものとする。

附 則 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から改正実施する。

附 則 この規程は、平成31年1月1日から改正実施する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から改正実施する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から改正実施する。

附 則 この規程は、令和5年12月1日から施行する。